

令和6年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

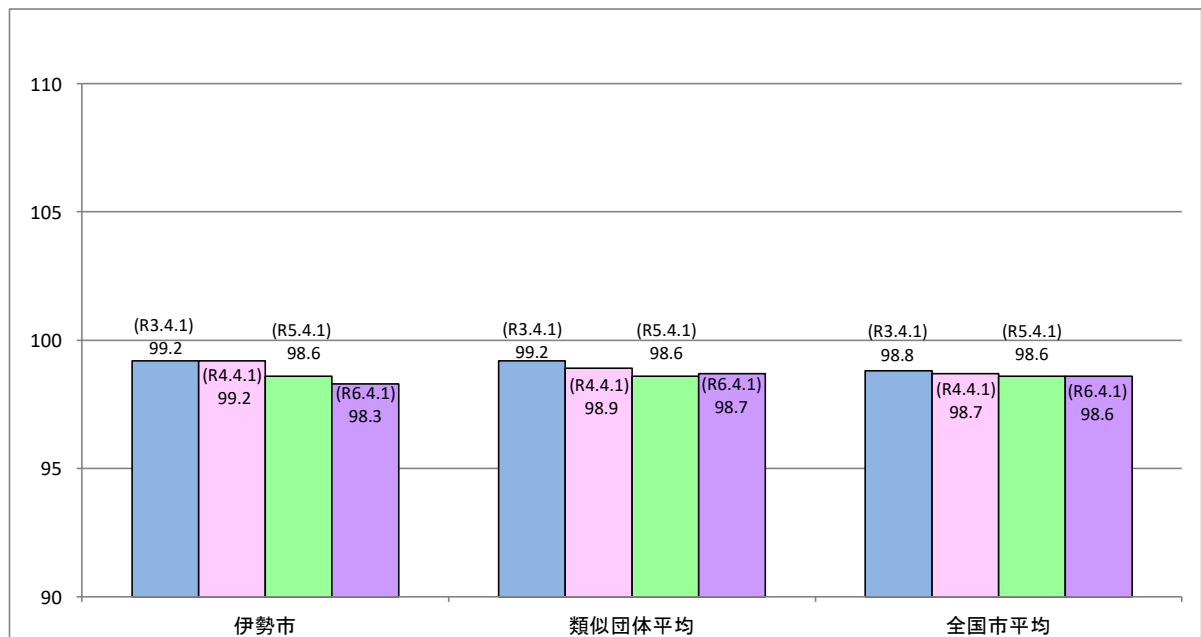
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度人件費率
5年度	人 120,306	千円 54,451,021	千円 326,772	千円 9,681,524	% 17.8	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 993	千円 3,745,413	千円 722,617	千円 1,507,296	千円 5,975,326	千円 6,017	千円 6,361

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和6年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	43.1 歳	328,300 円	391,387 円	351,049 円
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円	— 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.2歳	92人	298,300 円	322,686 円	309,093 円
うち用務員	57.2歳	10人	312,000 円	323,690 円	318,450 円
うち清掃職員	50.2歳	21人	303,600 円	338,090 円	313,214 円
うち学校給食調理員	46.3歳	25人	285,200 円	305,296 円	295,800 円
国	51.2歳	1,829人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	53.0歳	31人	316,762 円	372,923 円	354,212 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	205,300 円	196,200 円
	高 校 卒	176,100 円	173,800 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	213,200 円	— 円	— 円
	高 校 卒	187,300 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

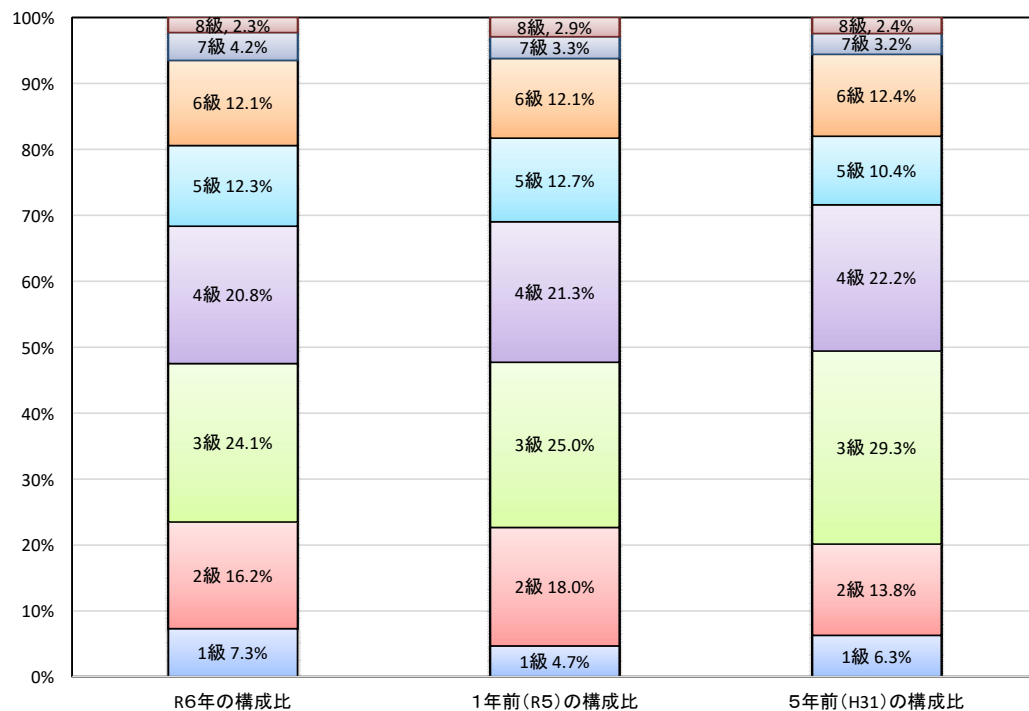
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,489 円	294,491 円	344,980 円
	高 校 卒	235,500 円	267,900 円	306,000 円
技能労務職	高 校 卒	240,050 円	254,433 円	318,933 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

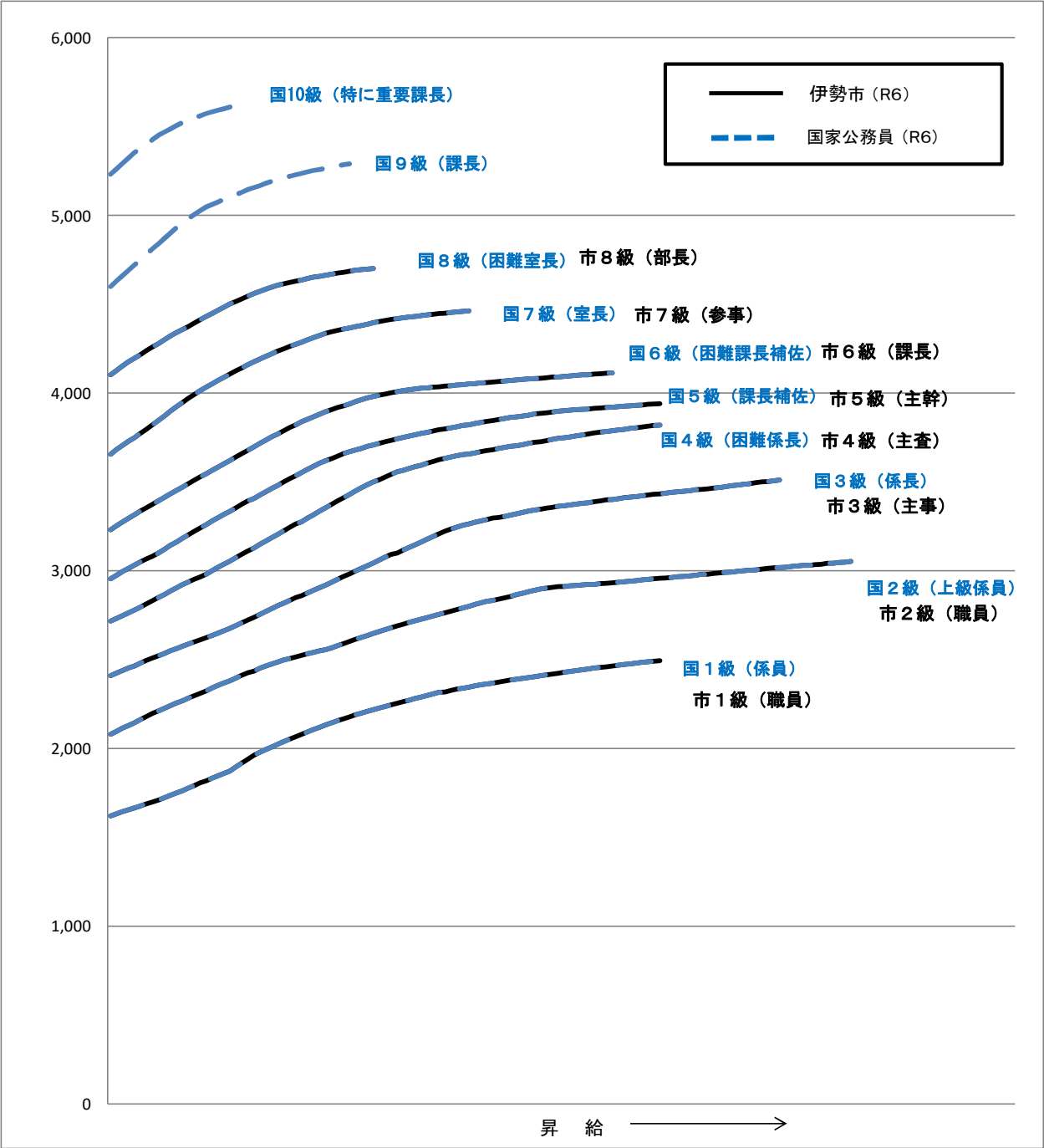
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	35 人	7.3 %
2 級	職 員	78 人	16.2 %
3 級	主 事	116 人	24.1 %
4 級	係 長	100 人	20.8 %
5 級	課長補佐	59 人	12.3 %
6 級	課 長	62 人	12.9 %
7 級	次 長	20 人	4.2 %
8 級	部 長	11 人	2.3 %
合 計		481 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 再任用職員及び定年延長対象者は除いています。
4 各欄の%を足した数値と、合計欄の%は端数処理の関係で一致しません。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊 勢 市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,436 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,713 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

伊 勢 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合等)	2,581 千円			
	(定年・応募認定)	19,765 千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		2,302 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		384 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	2 人	20 %
四級地(三重県鈴鹿市)	12 %	1 人	12 %
六級地(三重県津市)	6 %	3 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		27,349 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		32,404 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		32.3 %	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
児童発達支援センター勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円
災害応急支援業務手当	全職員	災害対策基本法に規定する災害が発生した本市以外の地域に派遣されて行う応急対策に係る支援業務	日額 1,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	311,800 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	358 千円
支給実績(令和4年度決算)	333,647 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	380 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算	同じ		111,786 千円	255,802 円
住居手当	◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃－12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃－23,000円) ×1/2 + 11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円	異なる	・支給対象となる家賃の下限 12,000円 (国 16,000円) ・手当の上限 7,000円 (国 28,000円)	48,334 千円	303,990 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		62,186 千円	77,250 円
	交通用具(自転車等) 利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,200円 10～15km未満 …7,100円 15～20km未満 …10,000円 20～25km未満 …12,900円 25～30km未満 …15,800円 30～35km未満 …18,700円 35～40km未満 …21,600円 40～45km未満 …24,400円 45～50km未満 …26,200円 50～55km未満 …28,000円 55～60km未満 …29,800円 60km以上…31,600円		
休日給	・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100	同じ		57,029 千円	449,045 円
夜間勤務手当	・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100	同じ		27,862 千円	188,255 円
管理職手当	・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円	異なる	・給料月額に対する 支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	65,406 千円	600,055 円
管理職員 特別勤務手当	(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	(休祝日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休祝日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	8,562 千円	167,883 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,030,000 円／ 686,000 円
	副 市 長	780,000 円	880,000 円／ 680,000 円
	教 育 長	678,000 円	円
報 酬	議 長	564,000 円	760,000 円／ 450,000 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円／ 400,000 円
	議 員	448,000 円	620,000 円／ 377,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.50 月分	・役職加算 20%
	教 育 長	4.50 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.40 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.40 月分	・役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

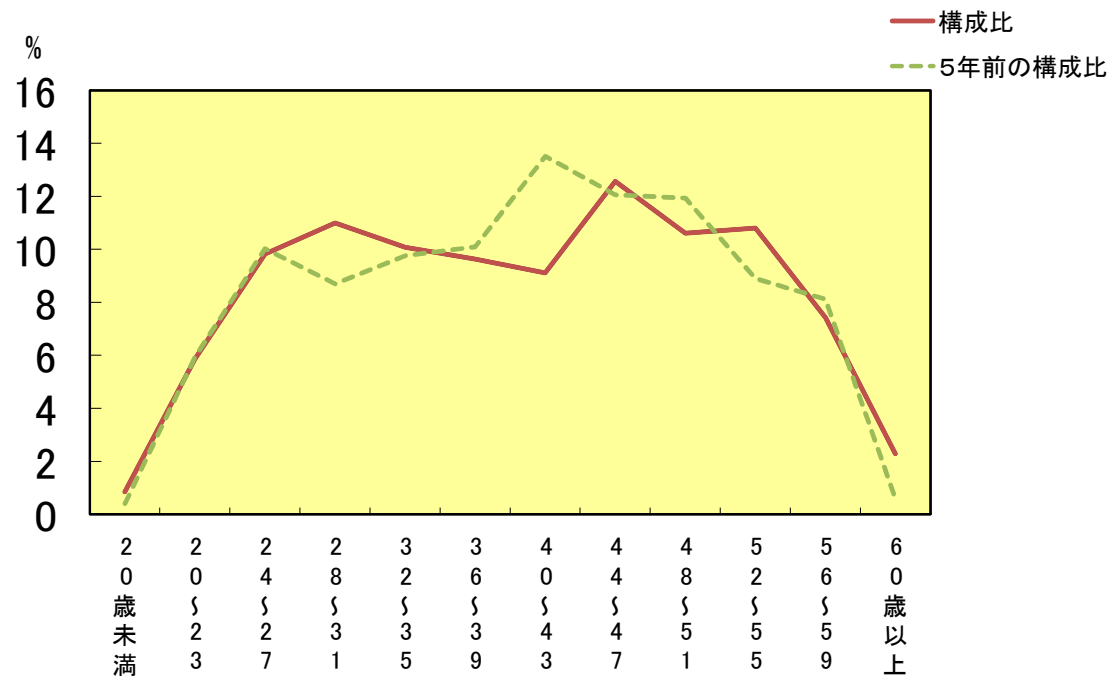
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和6年	令和5年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・コロナワクチン業務の見直しに伴う減員 ・子育て関連業務などによる増員
	総 務	174	170	4	
	税 務	52	49	3	
	民 生	262	248	14	
	衛 生	62	68	▲ 6	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	24	0	
	商 工	29	27	2	
	土 木	89	92	▲ 3	
	小 計	701	687	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.35人)
特 別 行 部 政 門	教 育	110	106	4	・業務の見直しなどによる増員
	消 防	207	200	7	
	小 計	317	306	11	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	414	424	▲ 10	・業務の見直し、退職者未補充などによる減員
	水 道	33	33	0	
	下 水 道	35	36	▲ 1	
	そ の 他	37	38	▲ 1	
	小 計	519	531	▲ 12	
合 計		1,537 [1,772]	1,524 [1,772]	13 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.76人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	13人	90人	151人	169人	155人	148人	140人	193人	163人	166人	114人	35人	1,537人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	691	705	709	693	687	701	10 (1.4%)
教育	110	111	101	105	106	110	0 (0.0%)
消防	200	199	199	199	200	207	7 (3.5%)
普通会計 計	1,001	1,015	1,009	997	993	1,018	17 (1.7%)
公営企業等会計 計	516	533	546	541	531	519	3 (0.6%)
総合計	1,517	1,548	1,555	1,538	1,524	1,537	20 (1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 2,259,294	千円 246,788	千円 185,895	% 8.2	% 7.9

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費61,861千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	35人	千円 129,051	千円 17,626	千円 47,426	千円 194,103	千円 5,546	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	41.6 歳	318,947 円	477,103 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,248 千円				1,436 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		143千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,581千円	
(定年・応募認定)		0千円		(定年・応募認定)		19,765千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		1,172 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		46,896 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		65.8 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特種現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	水源地に勤務する職員が、正規の勤務時間を休日、早番、遅番に割り振られ棟が勤務に従事した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	10,832 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	328 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,659 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	293 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			4,653 千円	216,419 円
住居手当	一般会計に同じ			816 千円	233,143 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,719 千円	75,511 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,052 千円	586,286 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			35 千円	17,250 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	4,374,937	△36,642	174,731	4.0	5.5

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 127,021千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	36人	144,215	17,066	58,494	219,775	6,105	6,023

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組負担金及び児童手当を含みません。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	41.9 歳	331,071 円	503,335 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,625 千円				1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,436 千円			
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分				(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、管理職員を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		0千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,581千円	
(定年・応募認定)		0千円		(定年・応募認定)		19,765千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		32 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		6,300 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		14 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務に従事した場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特殊現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	8,028 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	272 千円
支給実績(令和4年度決算)	9,741 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	361 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,482 千円	267,390 円
住居手当	一般会計に同じ			1,864 千円	286,785 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,410 千円	97,419 円
管理職手当	一般会計に同じ			3,708 千円	570,462 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			24 千円	16,000 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	8,884,645	▲ 181,666	4,469,367	50.3	51.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	425人	1,541,520	768,176	615,336	2,925,032	6,882	7,252

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合理負担金及び児童手当を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医 師	41.4 歳	557,951 円
	看護師	38.7 歳	302,729 円
	事務職	40.9 歳	326,115 円
事業者	65.0 歳		983,100 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
915 千円				1,436 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、経営推進部管理職員等を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合)		1,590千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,581千円	
(定年・応募認定)		18,959千円		(定年・応募認定)		19,765千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については令和5年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		50,135 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		928,426 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16 %	54 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		388,812 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		914,852 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		16種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師（研修医を除く。） 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、一般技術員、栄養士及び看護補助者	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 （午後10時から翌日午前5時）	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日（休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。）の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき3,000円。ただし、研修医に医師にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
災害応急支援業務	職員	国等からの要請により災害発生地域に派遣された職員が、災害応急支援に係る業務に従事した場合	日額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	206,644 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	496 千円
支給実績(令和4年度決算)	195,370 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	484 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			37,412 千円	246,132 円
住居手当	一般会計に同じ			27,691 千円	31,113 円
通勤手当	一般会計に同じ			25,352 千円	73,484 円
管理職手当	・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	異なる	・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,100円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	19,391 千円	969,550 円
管理職員特別勤務手当	・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	同じ		312 千円	15,600 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			31,835 千円	180,881 円
宿日直手当	・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円	異なる	・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円	14,502 千円	250,034 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評価を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
一般行政など	24	16
教 育	1	1
病 院	26	13
消 防	4	1
合 計	55	31

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
一般行政など	0	0	15	15
教 育	0	0	5	5
病 院	0	0	3	3
消 防	0	0	0	0
合 計	0	0	23	23

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一般行政など	0	2	0	1	3
教 育	0	0	0	0	0
病 院	0	0	0	0	0
消 防	0	2	0	0	2
合 計	0	4	0	1	5

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和5年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
令和5年度 課長級研修（公務員倫理）	82	1
伊勢市人事評価者研修	16	1
伊勢市課題解決力向上研修	18	4
令和元年度新規採用職員研修（消防体験研修）	18	1
令和2年度新規採用職員研修（法制執務研修）	21	1
令和3年度新規採用職員研修（手話研修）	29	1
令和5年度新規採用職員研修（採用時研修）	38	5
令和5年度新規採用職員研修（総合案内研修）	17	1
ハラスメント防止研修	95	1
令和5年度財務・会計事務研修	143	1
令和5年度会計支払事務研修	139	1
人材育成カレッジ	549	38
計	1,165	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	1
日本経営協会（NOMA）	64
市町総合事務組合	112
その他研修	9
合 計	189

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和5年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等に係る経費の一部を助成しています。	8,298千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和5年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0